

---

## 2021Jユースリーグ 第28回Jリーグユース選手権大会 試合実施要項

---

本実施要項は、2021Jユースリーグ 第28回Jリーグユース選手権大会(以下「本大会」という)の実施に関し定めるものであり、本大会の試合(以下「試合」という)運営はすべてこの要項に定めるところによる。なお、本大会実施の前提として、本大会に参加する全てのJクラブ(以下「参加クラブ」という)において、日々の活動からJリーグが定める「Jリーグ新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」(以下「コロナガイドライン」という)に基づき感染防止対策と健康管理が徹底しなければならないものとし、試合会場においては参加クラブが協力して最大限の感染防止対策を実施するものとする。

### 第1節 試合会場

#### 第1条〔試合会場の確保〕

主管者は、良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、次条以下に定める要件を具備する試合会場を確保する責任を負う。

#### 第2条〔試合会場〕

- ① 試合会場は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
  - (1) ピッチは、原則として天然芝または公益財団法人日本サッカー協会(以下「協会」という)ロングパイル人工芝公認ピッチであり、縦長 105m、横幅 68m であること
  - (2) ピッチの外側周囲には、原則としてすべて 1.5m 以上の芝生部分を確保すること(したがって、縦長 108m 以上、横幅 71m 以上の芝生部分を確保すること)
  - (3) ゴールのポストおよびバーは白色で埋め込み式その他 Jリーグが安全性を認定したものであり、原則として丸型(直径 12cm)とする。ボールを反発するような補強材を使用しないこと
  - (4) ラインは幅 12cm とし、明瞭に引くこと(原則としてペイント方式とする)
- ② フィールド(ピッチおよびその周辺部分)には、選手のプレーに影響を与え、または危険を及ぼすおそれのある物は一切放置または設置してはならない。
- ③ 事前にJリーグフットボール本部長の承認を得た場合に限り、協会未承認の人工芝会場での試合開催を認めるものとする。

#### 第3条〔付帯設備および旗の掲揚〕

次の各号の付帯設備を備えるものが望ましい。

- (1) 本部室
- (2) 更衣室(温水シャワーが使用でき、かつ、ホームチーム、ビジターチームおよび審判員について各々別個に用意されていること)
- (3) 記録室(ピッチ全体を見渡すことができ、かつ、個室であること)
- (4) 医務室(またはピッチに隣接し、医務室におけるものと同様の手当を行える施設を備えていること)
- (5) 記者室
- (6) 場内放送設備
- (7) スコアボード
- (8) メンバー掲示板
- (9) リーグ旗およびクラブ旗の掲揚ポール

#### 第4条〔ベンチ〕

- ① ベンチは、原則として次の各号の要件を満たすものでなければならない。
  - (1) ピッチのタッチラインから5メートル以上離れ、かつ、その一端がハーフウェーラインから10メートル以内にかかる位置に設置すること
  - (2) 屋根を備えていること(ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない)
- ② 原則としてベンチの前面(ピッチ側)には、テクニカルエリアを設置する。
- ③ それぞれのチームのベンチ位置は、主管者が指定する。

#### 第5条〔医事運営〕

主管者は、次の各号のとおり医事運営を行わなければならない。

- (1) 試合会場には、協会のスポーツ医学委員会が定めた救用機器および医薬品を備え、試合の開催時には、見学者等の不測の事故に対処できる環境を準備すること
- (2) 試合会場の形状に応じ、事故が発生した場合に即座に対応できる本部機能を有する場所(本部諸室、ピッチ脇など)に自動体外除細動器(AED)を設置すること。なお、選手のみならず、審判員や運営役員、観客に至るまでその適用範囲を広げて対応すること
- (3) 試合の開催に先立ち、スタジアムで生じる重度の外傷および疾病に対処するため、あらかじめ救急移送病院を必ず確保しておくこと
- (4) 試合の開催時にスタジアムで生じた外傷および疾病のすべてを記載した所定の「会場内医事報告書」を作成し、Jリーグへ可及的すみやかに提出すること

#### 第6条〔広告看板の設置〕

- ① 試合会場には、Jリーグが指定する広告看板または横断幕を掲出することができるスペースを確保しなければならない。
- ② クラブパートナーの広告看板または横断幕等の掲出を希望する場合は、事前にJリーグに申請し、その承認を得なければならない。

#### 第7条〔試合会場における告知等〕

- (2) 主管者は、試合会場において、可能な限り、次の各号の事項を告知する。
  - (1) 選手および審判員
  - (2) 試合方式
  - (3) 選手および審判員の交代
  - (4) 得点者および得点時間(得点直後に)
  - (5) アディショナルタイム
  - (6) 前各号のほか、Jリーグの指定する事項

#### 第8条〔悪天候の場合のピッチ整備の義務〕

主管者は、降雪または降雨等、悪天候の場合であっても、可能な限りピッチを整備し、そのスタジアムでの試合を実施することができるよう最善の努力をしなければならない。

## 第2節 試合

#### 第9条〔大会方式〕

Jクラブアカデミー56チームを10グループに分けてリーグ戦を行う「グループステージ」と「グループステージ」上位11チームによる1回戦制トーナメント方式の「ノックアウトステージ」を行う。グループ分けは以下のとおりとする。

【参加クラブ】J1・J2・J3:56クラブ(福島をのぞく)

グループ A	八戸、岩手、仙台、秋田、山形	グループ F	松本、長野、新潟、富山、金沢
グループ B	水戸、栃木、千葉、甲府、湘南	グループ G	清水、磐田、藤枝、沼津、名古屋、岐阜
グループ C	鹿島、柏、川崎F、横浜 FM、横浜 FC	グループ H	京都、G大阪、C大阪、神戸、広島
グループ D	浦和、大宮、FC 東京、東京V、札幌	グループ I	鳥取、岡山、讃岐、徳島、愛媛、今治
グループ E	群馬、町田、相模原、YS 横浜、琉球	グループ J	山口、福岡、北九州、鳥栖、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

なお、「ノックアウトステージ」の出場チームとトーナメント表については別途定める。

#### 第 10 条〔試合の主催等〕

- ① 試合は、協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- ② Jリーグはノックアウトステージ決勝・準決勝を除く試合の主管をホームクラブに委譲する。

#### 第 11 条〔競技規則〕

試合は、すべて国際サッカー連盟(FIFA)および協会の競技規則に従って実施される。

#### 第 12 条〔届出義務〕

- ① すべての参加クラブは 2021 年 3 月 12 日(金)11:00 までに、次の各号の事項を所定の手続きによりJリーグに届け出なければならない。
  - (1) 選手
  - (2) 運営責任者(ホームゲームにおいてクラブを代表する責任者をいう。以下同じ)および運営担当等
  - (3) 監督、コーチ、チームドクター、アスレティックトレーナー(原則として公益財団法人日本スポーツ協会公認)等(以下「チームスタッフ」という)
  - (4) 第 1 ユニフォームおよび第 2 ユニフォーム。また第 3 ユニフォームを使用する場合は、同様に届出をすること
- ② 前項により届け出た事項に追加、抹消等の変更があった場合にも所定の手続きによりすみやかに届け出なければならない。
- ③ Jリーグは毎週金曜日(ただし、その日がJリーグの営業日でないときは、その直前の営業日)の 11:00 までに届出のあった追加、抹消などの変更に対して、同日中にその承認の是非を決定する。

#### 第 13 条〔出場資格〕

次の各項に該当し、前条の届出を完了してJリーグの承認を得た選手は、本大会の試合における出場資格を持つ。

- (1) 協会登録を完了しており、2021 年 12 月 31 日において満年齢 17 歳以下の選手
- (2) 前項には該当しないが、協会登録を完了しており、2022 年 4 月 1 日において満年齢 18 歳以下の選手については、フィールドプレーヤー3 名/ゴールキーパー1 名まで試合にエントリーすることができる
- (3) 当該クラブに所属していない選手のうち、協会登録が完了済で、Jリーグの承認を得た選手は 2 名まで試合にエントリーすることができる
- (4) 新型コロナウイルス感染症防止対策により、来場する全ての選手・チーム関係者は、試合の 2 週間前から検温等体調管理を行い、試合当日はホームクラブにその体調管理報告をしなければならない

#### 第 14 条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

2021 年 11 月 12 日(金)11:00 までに協会への選手登録およびJリーグへの届け出を完了した選手のみが出場資格をもつ。

#### 第 15 条〔出場可能日〕

前 2 条により登録を完了した選手は、登録完了日の翌日から試合に出場することができる。

#### 第 16 条〔試合エントリー選手の人数〕

- (1) 各試合にエントリーできる選手の人数は、1 チーム 18 名以内とする。
- (2) 第 13 条第 2 項にある選手については、フィールドプレーヤー3 名／ゴールキーパー1 名まで試合にエントリーすることができる。
- (3) 第 13 条第 3 項にある選手については、2 名まで試合にエントリーすることができる。

#### 第 17 条〔外国籍選手〕

試合エントリーすることができる外国籍選手は、1 チーム 3 名以内とする。

#### 第 18 条〔ユニフォーム〕

- ① 本大会においては、Jリーグ フットボール本部長が承認したユニフォームを使用しなければならない。
- ② 前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていなければならない。
- ③ 選手番号は、服地と明確に判別することができる色のものとし、Jリーグ所定のサイズでなければならない。
- ④ 選手番号は、試合ごとに変更することができる。
- ⑤ チームのキャプテンは、キャプテンであることを明確に表示するアームバンドを着用しなければならない。
- ⑥ ユニフォームに第三者のための広告を表示する場合には、スポンサーの名称および商品名等を、事前にJリーグ(JIP)へ届け出なければならない。(トップチームと異なる場合のみ)

#### 第 19 条〔フィールド内のチーム要員〕

- ① フィールド上に用意されたベンチには、第 12 条第 1 項第 3 号および第 2 項に定める届け出を行ったチームスタッフのうち、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフ 7 名ならび交代選手 7 名の合計 14 名が着席できる。
- ② ベンチ内での喫煙は禁止する。
- ③ 参加クラブは、協会、Jリーグの決定により、ベンチ入りの資格を停止された者、出場停止処分を受けた者、または試合中に主審により退場もしくは退席を命じられた者をベンチ入りさせてはならない。
- ④ 主審が選手の負傷等により試合を中断し、チームスタッフの立ち入りを認める旨の合図をした場合には、チームスタッフ 2 名に限りピッチ内に立ち入ることができる。ただし、このスタッフは可及的すみやかに負傷の程度を判断しうえピッチ外に退去しなければならない。
- ⑤ 延長戦に入る前の休憩時間にピッチ内に立ち入ることができる者は、「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフおよび選手とする。ただし、主審より退場または退席を命じられた者を除く。
- ⑥ 前各項に違反する行為は、主審により排除されるものとし、試合終了後に主審から報告を受けた規律委員会により処分を決定される。
- ⑦ 前各項に定めるほか、フィールド周辺においては、コロナガイドラインの定めるところに従い、最大

限感染防止のための行動をとるよう努めるものとする。

#### 第 20 条〔テクニカルエリアの使用〕

あらかじめ「メンバー提出用紙」に記載されたチームスタッフのうち、その都度ただ 1 名のスタッフのみ、試合中テクニカルエリア内において、指示を出すことができる。

#### 第 21 条〔試合の勝敗およびグループ内順位の設定〕

- ① グループステージは、90 分間(前後半各 45 分)で勝敗が決定しない場合には引き分けとする。リーグ戦が終了した時点で、勝点(勝利 3 点、引き分け 1 点、敗戦 0 点)の合計が多いチームを上位とし、順位を設定する。ただし、勝点在同一の場合は、次の各号の順序により順位を設定する。
  - (1) 得失点差
  - (2) 総得点数
  - (3) 当該チーム間の対戦成績(イ. 勝点 ロ. 得失点差 ハ. 総得点数)
  - (4) 抽選
- ② ノックアウトステージは、90 分間(前後半各 45 分)で勝敗が決定しない場合には 5 分間の休憩のち、20 分間(前後半各 10 分)の延長戦を行う。延長戦で勝敗が決定しない場合は、PK 方式(各チーム 5 人ずつ、決着がつかない場合は 6 人目以降 1 人ずつで、勝敗が決定するまで)にて勝者を決定する。PK 方式において使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。

#### 第 22 条〔大会順位設定〕

次の各号のとおり決定する。

- (1) 優勝 : ノックアウトステージ決勝の勝者
- (2) 2 位 : ノックアウトステージ決勝の敗者
- (3) 3 位 : ノックアウトステージ準決勝の敗者(2 チーム)

#### 第 23 条〔審判員〕

- ① 審判員については、主管者が手配することとし、原則として主審と副審は協会登録の 3 級以上、第 4 の審判員は 4 級以上でなければならない。
- ② 審判員は、キックオフ時刻の 60 分前までにスタジアムに到着しなければならない
- ③ 主審または副審のいずれかが職務続行が不可能となった場合、審判団の中で担当を変更し対応する
- ④ Jリーグから主管者に対する審判費用(消費税抜。以下本実施要項のすべての金額について同じ)の補填は以下のとおりとする。  
補填: 主審 7,000 円 副審 5,000 円 第 4 の審判員 3,000 円
- ⑤ 双方のチームが合意していれば、当該対戦クラブに所属するスタッフが審判員を務めてもよい

#### 第 24 条〔アクレディテーションカード(AD 証)〕

主管者は、必要に応じて次の各号のアクレディテーションカード(AD 証)を発行する。

- (1) 役員(OFFICIAL)
- (2) チームスタッフ(Team)
- (3) 報道関係者(PRESS)
- (4) 試合運営・業務スタッフ(STAFF)

#### 第 25 条〔試合球〕

主管者は、キックオフ時刻の90分前までに任意の試合球を用意する。試合はマルチボールシステムで運用することが望ましい。

#### 第26条〔主管者の責任〕

- ① 主管者は、選手、審判員、役員および観客等の安全を確保する責任を負う。
- ② 主管者および各クラブは、観客に試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持させる義務を負う。

### 第3節 運営

#### 第27条〔日程〕

本大会は、当該対戦クラブ間で調整し、Jリーグにより承認された日程に従い開催される。

#### 第28条〔試合の日時または場所の変更〕

- ① 試合の開催日、キックオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。
  - (1) ホームクラブは、Jリーグに対し、可及的速やかに「試合開催に関する変更申請書」により申請する。
  - (2) Jリーグは、変更の可否を判断し、ホームクラブおよびビジタークラブの双方に通知する。
- ② 前項の手続きが行われない場合、ビジタークラブは、当該変更を拒否することができる。
- ③ やむを得ない特別の事情がある場合において、ホームクラブの申請に基づきJリーグが承認したときは、前2項の規定にかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。

#### 第29条〔特別の事情による変更〕

Jクラブは、協会またはJリーグにおいて特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

#### 第30条〔運営責任〕

- ① 試合の運営にあたっては、主管者が一切の責任を負う。試合前日までにユニフォームの色、施設利用の注意事項等の試合にかかわる情報について、審判員、ビジタークラブの運営担当者と確認する。
- ② 主管者は、キックオフ時刻の90分前までに試合会場に到着しなければならない。

#### 第31条〔試合の中止および中断の決定〕

- ① 試合の中止は、主審が主管者と協議のうえ決定する。ただし、主審が到着する前にやむを得ない事情により試合を中止する場合は、主管者とJリーグが協議のうえ決定する。
- ② 主審が試合の中断を決定した場合、主管者は試合を再開することができるよう最善の努力を行わなければならない。

#### 第32条〔試合会場への到着〕

双方のチームは原則としてバスを使用し、キックオフ時刻60分前までに試合会場に到着しなければならない。

#### 第33条〔キックオフ時刻等の厳守〕

- ① 双方のチームも、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- ② いずれか一方のチームがキックオフ時刻に試合会場に現れない場合、相手チームは45分間、待

機する義務を負う。

- ③ ハーフタイムは原則として 15 分間を確保するものとする。

#### 第 34 条〔敗戦とみなされる場合〕

試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その過失あるチームは、0 対 3 で敗戦したものとみなされる。

#### 第 35 条〔メンバー提出〕

- ① 双方のチームは、キックオフ時刻の 60 分前までに「メンバー提出用紙」に必要事項を記入し、管理者の運営担当に提出し、試合エントリーを完了しなければならない。
- ② 試合エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審の承諾を得た場合に限り認められる。
- (1) 先発選手の場合、控え選手を先発選手に変更し、新たな選手を控え選手として補充することができる。当該先発予定選手を控え選手に変更することはできないが、ゴールキーパーについては例外として認める
- (2) 控え選手の場合、新たな選手を補充できる

#### 第 36 条〔主審の確認事項〕

主審は、メンバー提出用紙の記載事項を確認し、もしこれに不備があれば、そのチームに差し戻し、修正させなければならない。

#### 第 37 条〔選手の交代〕

- ① 試合中の選手の交代は、次の各号のとおりとする。
- (1) 選手の交代は、7 名以内とする。
- (2) 選手の交代は、1 試合合計 3 回以内とする。ただし、ハーフタイムを除く。
- (3) 交代は、退出する選手の選手番号を交代ボードで提示したうえ、行わなければならない
- ② 脳振盪またはその疑いのある選手が発生した場合の取り扱いは、次の各号の通りとする。
- (1) 本項に基づく選手の交代は、前項第 1 号および第 2 号に定める交代人数および交代回数に含まれない。ただし、人数は 1 名に限るものとする
- (2) 本項に基づく選手の交代は、Jリーグが別途指定する、前項の通常の選手の交代と判別できる手続きで行われなければならない

#### 第 38 条〔飲水タイム〕

新型コロナウイルス感染防止の観点から飲水ボトルの共用を避けることにより、試合中における十分な水分補給の機会が見込めないため、WBGT 数値にかかわらず、飲水タイムを前後半 1 回ずつ設定するものとする。ただし、両チームが事前に合意した場合は実施しないことができる。

#### 第 39 条〔不可抗力による開催不能または中止〕

試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合、代替試合の実施日の調整は当該試合の参加クラブ同士で行う。なお、日程が確保できない場合、当該試合の勝敗の決定方法は、抽選により決定する。

#### 第 40 条〔開催不能または中止となった試合の記録〕

開催不能または中止となった試合の出場および得点は、記録されない。ただし、警告・退場の処分については規律委員会に委ねられるため、記録としては残る場合がある。

#### 第 41 条〔係 員〕

主管者は、試合実施を円滑に進行するため、原則として次の各号の補助係員をおき、必要な業務を行わせる。

- (1) 場内外の警備・案内員
- (2) 場内放送要員
- (3) ボールパーソン
- (4) 担架要員(4名、担架は最低1台用意しておくこと)

#### 第 42 条〔メディア対応〕

- ① 報道関係者の取材は、原則として練習開始から試合終了時までには行わない。
- ② 試合におけるメディア対応は、原則として次のとおりとする。
  - (1) フォトグラファー、TVクルーによる撮影およびペン記者の取材場所を指定する
  - (2) 試合終了後、対戦した両クラブの監督および選手が取材対応を行う場合には、ホームクラブが設けた場所で、社会的距離を保った状態で行わなければならない。

#### 第 43 条〔公式記録〕

- ① 記録員は、所定の公式記録端末により、試合記録を作成する。
- ② 主管者の運営担当は、公式記録を試合終了後48時間以内にJリーグデータセンターに送信しなければならない。

#### 第 44 条〔試合運営報告〕

主管者の運営担当は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、試合終了後すみやかに「試合運営報告書」に必要事項を記載し、Jリーグに提出しなければならない。

#### 第 45 条〔退場処分〕

- ① 退場処分を受けた選手は、規律委員会の決定があるまで試合への出場を停止される。
- ② 本大会で受けた退場処分は本大会における直近の試合に適用される。
- ③ 本大会で受けた退場処分が本大会において消化しきれなかった場合、残存の退場処分は、直近の同レベルの大会で順次消化する。なお、第13条第3項にある選手については、その限りではない。

#### 第 44 条〔警告による出場停止処分〕

- ① グループステージは累積警告3枚で1試合の出場停止となる。
- ② ノックアウトステージは累積警告2枚で1試合の出場停止となる。
- ③ 警告累積による出場停止を繰り返し受けた場合は2試合の出場停止となる。
- ④ 警告累積による出場停止は、当該大会以外に適用しない。
- ⑤ ノックアウトステージ準々決勝終了後に累積警告が1回の場合、準決勝に持ち越さない。

#### 第 45 条〔表 彰〕

Jリーグは、各チームの順位により、次のとおり記念品を授与する。

- (1) 優 勝:優勝カップ、朝日・日刊杯、金メダル
- (2) 2 位:朝日・日刊杯、銀メダル

#### 第 46 条〔試合の費用負担等〕

試合運営に関する費用について、主管者が全額負担する。ただし、審判費用については第23条第4項の通りとする。



#### 第 47 条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費の発生している試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、主管者において発生した前条の費用および双方のクラブにおいて発生した交通費・宿泊費はJリーグが負担する。交通費・宿泊費については、「旅費規程」第2条の定める範囲、かつ人員数は24名(役員およびチームスタッフ6名、選手18名)を上限とし、交通費は、新幹線普通車による往復を原則とし、宿泊費は1泊1名につき金1万円を上限とする。

#### 第 48 条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

- ① ホームクラブの責に帰すべき事由により試合が中止となった場合、ホームクラブはビジタークラブに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。
- ② ビジタークラブの責に帰すべき事由により試合が中止となった場合、ビジタークラブは主管者に発生した第45条第1号から第4号までの費用および交通費・宿泊費を補償しなければならない。

#### 第 49 条〔公衆送信権〕

- ① 本大会の公衆送信権(テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む)はすべてJリーグに帰属する。
- ② 参加クラブは、事前にJリーグに申請の上承認を得た場合、試合の映像を収録し、使用することができるものとする。なお、当該試合映像に係る公衆送信権を含む著作権その他一切の権利(著作権法第27条および第28条に定める権利を含む)は、Jリーグに帰属する。

#### 第 50 条〔遠征費用〕

拠点間の距離が100km以上の場合、1試合につき以下の金額(税別)を上限として実費を補填する。

グループステージ:10万円

ノックアウトステージ1回戦・準々決勝:30万円 / 準決勝:40万円 / 決勝:60万円

札幌・琉球の空路による遠征:120万円